

(仮訳)

金融活動作業部会(FATF)は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与(ML/TF)リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を推進するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。これらの国・地域と協力して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対応する。

当該国・地域から生じる種々な金融供与・テロ資金供与リスクが国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請する。  
イラン、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)  
資金洗浄・テロ資金供与対策に醸成された重大なリスクがあり、それが本格化に危険であるため懸念が進展をみせでない。あるいは、FATF と規定したアクションプランによっていかつていい国・地域。PATF は以下に記載する国・地域に開拓した欠陥から起るリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。  
エクアドル  
エチオピア  
インドネシア  
ケニア  
ミャンマー  
ペキスタン  
サントメ・プリンシペ  
シリア  
タンザニア  
トルコ  
ベトナム  
イエメン

\* この國はFATF声明で特定されて以降、頭著な進展を見せていない。もし当該国が 2013 年 10 月までに既存の措置を講じない場合には、FATFは全ての加盟国に対し、当該国に開拓したリスクに基づいた対抗措置の適用を要請する。

FATF に認めたアクションプランの大部分类を対処したナイジェリアの改善、継続プロセス  
同国は現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の改善:継続プロセス」  
に掲載されている。

イラン

イランはこれまでにFATFと連携し、近時にFATFに対して資料の提出を行つたにもかかわらず、FATFは、同国がテロ資金供与のリスクに対する対応でないこと、それにによるもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務關係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009 年 2 月の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するための効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置・リスク懸念指置の巡回回避に利使用されるゴルレス契約を防止すること、及び国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討すること、資金供与・リスクを考慮することを各國・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が继续していることから、各國・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置若しくは現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を繼續するための具体的な対応をどうぞ場合、FATF は、対抗措置を強化することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2013 年 10 月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

2013 年 2 月以降、DPRK は直接 FATF と連携することを継続しており、APG(アジア・太平洋 FATF 型地域体)と/or 連携を行っている。(YALI) は同国に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するためのアクションプランに關して FATF と合意に至るよう、FATF 及び APG との連携を強化することを求める。

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対応をとっていないこと、及びそれが国際金融システムの透明性に対して引き起こす深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、全ての国・地域に対して、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業、

金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言した。2011年2月25口付の要許内容を改めて求める。FATFは、強化された監視に加え、DPRKにより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対応措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、また、対応措置やリスク評価指標の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すべきであり、また、国内で DPRK 系金融機関からの支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

#### エクアドル

FATF 及び GAFISUD(南米 FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示すとともに、同国はそのアクションプランの履行において、設定された期限内に十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATF は、2013 年 9 月までにテロ資金供与対策の改正規定を制定することについての国民議会議長のコミットメントを認める。同国は、FATF 及び GAFISUD と継続して協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に關連するための適切な手続の構築を含む、これらの欠陥に対するためのアクションプランの履行へ取り組むべきである。これらの分野におけるエクアドルの継続した進歩不足を考慮し、もし同国が 2013 年 10 月までに顯著な措置をとらない場合には、FATF は全ての加盟国に対し、同国に関連するリスクに応じた対応措置の適用を要請する。

#### エチオピア

エチオピアは、2013 年 1 月に成立した資金洗浄・テロ資金供与対策に係る法律を通じた資金法規及びテロ資金供与の適切な犯罪化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、同国の、FATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の重大的な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントに十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。エチオピアは、①テロリスト資産を特定し凍結するための法的枠組み及び手続の構築履行、及び②国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に応じたためのアクションプランの履行への取組を継続することを懇願する。

#### ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に応じたためのアクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

統するべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

#### インドネシア

インドネシアは、2013 年 2 月に成立したテロ資金供与対策に係る法律を通じたテロ資金供与の適切な犯罪化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、インドネシアの、FATF 及び SAPG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進歩を示しておらず、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATF は、同国が国際基準を遵守するために、残存する問題に対応することを懇願する。

#### ケニア

ケニアは、予防的措置及び監督に係る欠陥に応じて、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、ケニアの、FATF 及び ESAMLG(東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び④全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する欠陥に応じたためのアクションプランの履行過程を継続することを懇願する。

#### ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、ミャンマーの、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するためのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄・テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための法的枠組み及び手続の構築履行、及び②国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に応じたためのアクションプランの履行への取組を継続することを懇願する。

ト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる強化、④完全につながる効果的に機能する金融情報機関の確保、⑤金額における透明性の強化、及び⑥顧客管理指針の強化を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すること及び②残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥へ対応すること、及びアクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

#### パキスタン

パキスタンは、国際基準に則り整合的にテロ資金供与行為を犯罪化するためのテロ対策法の改正を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せており、FATF及びAPGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、そのアクションプランの完全な履行に十分な進歩を未だ示しておらず、主要なテロ資金供与対策に、ある一定の重大な欠陥が残存している。パキスタンは、テロ資金供与罪、テロリスト資産を特定し凍結することについての国際基準を充たすため、テロ対策法の更なる改正を含む、追加的な措置を講じる必要がある。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

#### サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペの、FATF及びGABA(西アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、③金融機関、指定非金融業者及び監督官門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に精通すること、及び④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人若しくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

#### シリア

シリアの、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応するために

FATF及びMENARATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働するとのハイレベルの政治的コミットメントにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①国連安保理決議 1373に基づく措置を履行するための、十分な法令整備及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な法律、手続の導入を含む、及び②司法共創のための最初な法律、手続へ対応するためにアクションプランへの取組を免除する。FATFは、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対し懇意する。

#### タンザニア

タンザニアは、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF及びOESEAMLGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に對応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内に十分な進歩を示しておらず、テロ資金供与対策において、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行に関してある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。FATFは同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

#### トルコ

トルコは、2013年2月のテロ資金供与対策関連法の成立及び2013年5月の同法を実施するための規則の發布を含め、テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩を見せている。FATFは、同国の国際基準の遵守を改善するこれらの顕著な進歩を歓迎する。しかし、FATFは、この規則の発布は今に近時に行われたものであるため、FATFは規則を審査しておらず、トルコのテロ資金供与対策の体制における既存的した欠陥に關し、どの程度対応されたかを判定できない。国際基準の遵守レベルが十分なものとなるよう、トルコは残存する懸念事項を明らかにしなければならない。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

#### ベトナム

ベトナムは、テロ対策関連法の議会での可決を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において

「十分な進歩を示しておらず」、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び APG と協働し、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②国際基準に従い法人を刑事責任の対象とすること、及び③国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

#### イエメン

イエメンは、FATF 及び MENAFTF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておりせず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③特にテロ資金供与に向けた金融機関における柔軟ない取引の届出義務の運行を確保するため、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視・監督能力の発展、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを求める。

(以上)

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:  
継続プロセス

2013年6月21日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に絶路上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した。国・地域として、以下を特徴した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対するヒューリックメントを実施している。FATFは、これらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB(FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ頻繁な期限でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を行なう際に監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを推奨する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の絶路上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国との資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略的構組みの構築及び履行、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③完全に効果的に機能する金融情報機関の構築、及び④クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策に対するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

アルゼンチン

2010年6月、及び2013年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金の収取及びテロリスト資産を墨縛なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的に機能する金融情報機関の構築、及び④司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するより取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

2011年6月、アルゼンチンはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以後、同国は、他国の金融監督機関との協力のための手段を認める新たな規則を発布したことと合わせ、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改革に向けた進歩を見せていく。しかし、FATFは同国との資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化及びテロリスト資産の凍結に向けた問題への対応、②金融情報機関及び履行の届出義務における残存する問題への対応、③全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化、及び④監督に関する国際的な協力手段の実施の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するた

FATFは、同国が残存する洗浄金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を監視することを懇意とする。

バニガラテシヨ

2010年10月、バンクデシニヨンはFATF及びAPGに諮詢して、資金洗浄・テロ資金供与対策の導入について、ハイレベルでの政治的コミットメントと実効性を示した。2013年2月以降、同国は、テロ資金供与対策の法律に沿うるためのテロリスト資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せていく。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の公表を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の実効性に疑問を呈する判断を下した。同国は、(1)テロリスト資金洗浄を特定し凍結するための適切な手続の履行、及び(2)効果的に機能する金銭情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランへの取組を継続すべきである。FATFは、同国が現存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを強調する。

-1-

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法の成立を示した。しかし、FATFはカンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥があると判断した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続が確存すると判断した。現金取引の効率的な管理体制の構築及び履行を行はず、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が確存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行結果が達成すべきであることを後押す。

卷之三

2013年2月、キエーベはFATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して、

資金洗浄・テロ資金供与対策の強化に対するものについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、CARIFORUM(カリブFATF型地域本部)の金融情報機関との協力に関する覚書の締結、及び新たな顧客管理措置の実施を行った。2013年6月に開催された議論では、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の欠陥が存在すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の直面的な対策化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び実行、③顧客管理措置の改善、④疑わしい取引の届出義務の改善、及び⑤国際協力及び司法共同にかかる効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥切ない法律・手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。

四

2012年6月、ケウェートは、FATF及びMENAFATF(中東北部アフリカFATF型地域体)と協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハーレルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、テロ資金に対する国際条約の継続及び資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた頭対頭に係る法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた頭著な進歩を見せている。この法律の制定は余りに近くに行われたものであるため、FATFはまだ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に關し、どの程度対応されたかを判定できていない。①テロ資金供与の過剰な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の整備及び履行、③司法扶助実施のための、適切な法律及び手続の確保、④効果的な監督管理指標の構築、⑤特に金融情報機関の運営上の自律性に対処し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑥資金洗浄・テロ資金供与についての経済的取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保。FATFは、同国が既存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥について検討し、アクションプランの附則過程を終結することを認識する。

ギルベイズ

2011年10月、キルギスはFATF及びJBIGC（ヨーラシアFATF型地域体）と協議し、資金洗浄・テロ資金供与対策の航路上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制との見直しを改善する改正刑法の成立を含む、資金洗浄・キルギスの資金洗浄、テロ資金等に対する罰則を改進などを示してきた。しかし、FATFは、キルギスの資金洗浄、テロ資金等に対する罰則を改進などを示してきた。

資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判断した。同国は、①資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化に係る残存する問題について、必要に応じて、明確にすること及び対応すること、②テロリスト資産を特定し凍結するための枠組みに係る残存する問題に対応すること、及び③全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するためにアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続することを推奨する。

#### ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の構築及び履行、③テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全にかかる金融セクターに対する、適切な法的枠組みの構築、⑤疑わしい取引の届出義務の創設、⑥全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、及び⑦クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するため、アクションプランの履行へ取り組んでいく。FATFは、アクションプランの履行により、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することを推奨する。

#### モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法の制定、テロ対策法の改正、法人の中止政府登録に関する法律の改正を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄・テロ資金供与対策上の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、及び④金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するためにアクションプランの履行への取組みを継続するべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

#### モロッコ

モロッコが、FATF及びMENAFATFと協調して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以来、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に着手を示してきた。モロッコは、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大のための改正法の採択、顧客管理措置の義務化や金融情報機関の運営に関する講じた措置を含む、アクションプランの大部 分に対応してきた。FATFは、かつてFATFによって特定された欠陥に対応するために必要な改善及び取組の履行過程を承認するため実地調査を行う。

#### ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLC(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な手続の構築及び履行、及び②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を行ひ、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

#### ネバール

2010年2月、ネバールはFATF及びAPGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄防止に関する改正規則及び犯罪収益及び犯罪供用物の凍結、差押、及び没収に関する規則の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せている。しかし、FATFは同国資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②司法共同法制度が適切に履行されていることを証明すること及び③効果的に機能する金融情報機関の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを推奨する。

## ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCRBATE(カリブ諸国FATF型地域体)と協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、多くの届出機関が金融情報機関に登録されることを義務付けるための規則の発出、及びテロリスト資産を凍結するための法律を制定することを目的とした大統領令の発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に対する取り組みを実施している。しかし、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の実効性に対する評議会へ向けた進歩を見せており、FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥が残存していると判断した。

同国は、FATF及びSCRATEと協調し、①特に現在監督当局に指摘されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条項の確保、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するためにアクションプランの履行へ取組すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

## ナイジェリア

ナイジェリアが、FATF 及び GIABA(西アフリカ FATF 型地域体)と協調して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に著しい進歩を示してきた。ナイジェリアは、資金洗浄及びテロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の制定、テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続、顧客管理措置の義務が全ての金融機関に適用されることとの確保、資金洗浄・テロ資金供与対策の全体的な監督枠組みの改善を含む、アクションプランの大部に対処してきた。FATFは、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため定期調査を行う。

## スー丹

2010年2月、スー丹はFATF及びMENAFATFと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。最初のアクションプランが策定された後、同国は相互審査を受けしており、審査で特定された更なる戦略上重大な欠陥は、改訂されたアクションプランに含まれている。また、改訂されたアクションプランに対しては、新たな政治的コミットメントが示

された。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な手続の履行、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な取引の届出義務が金融機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための列挙的な監督署プログラムの確立、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄及びテロ資金供与についての緊わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保、及び⑦国際協力及び司法互助に関する適切な法律・手続の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

## タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2013年2月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化を改善する刑法の改正法の成立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せており。しかし、FATFは同国が資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判断した。タジキスタンは、PATF及びEAGと継続して監視し、①テロ資金供与に関する残存する問題への対応、②資金洗浄に関連する資金の没収するため、及び③顧客管理措置に特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び④顧客管理措置に関する残存する問題への対応を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

## ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAMALGと協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、2013年6月20日に資金洗浄・テロ資金供与対策の法律が成立したことを見出し、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた頑張な進歩を見せている。この法律の成立は余りに近時に行われたものであらため、FATFは未だ法律を審査しておらず、次に掲げる事項に關し、どの程度対応されたかを判定していない。  
①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な規制や取引の届出義務に対する

金融機關の意識向上と遵守の確保、及び⑥適切な司法共助法制の制定と施行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対するためのアクションプランの履行への取組を継続するべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

#### 十分な進歩を示していない国・地域

##### (仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアグレーブメントに開示十分な進歩を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2013年6月までにアクションプランの大部を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として肯定し、加盟国に対してこれらの国・地域を、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めると追加的な措置をとる。

##### アルジェリア

アルジェリアはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでのミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示しておらず、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策には一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③顧客管理体制の改善を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するために、アクションプランの履行において、FATF及びMENAFATFと協働することを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

##### アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダは、FATF及びCRAFTと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進歩を示

しておらず、一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、全体的な監督組みの改善を継続することを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行に推進して取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

#### 国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善: 錫銅プロセスの対象から除外される国・地域

##### (仮訳)

ボリビア  
FATFは、ボリビアの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をGAFISUDと協働して継続する。

##### ブルキナ・タルサーム

FATFは、ブルキナ・タルサームの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2011年6月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるミットメントを達成したことを見識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

##### フィリピン

FATFは、フィリピンの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるミットメントを達成したことを見識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題、特に、資金洗浄・テロ資金供与対策の目的のためにカジノセクターを規制すること及び資金洗浄・テロ資金供与対策の義務の対象に含めることへの対応をAPGと協働して継続する。

#### スリランカ

FATFは、スリランカの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年10月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおいてミットメントを達成したことを見識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題、特に、テロリスト資産を特定し凍結するための手続の継続的な履行の確保をAPGと協働して継続する。

#### タイ

FATFは、タイの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進歩を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおいてミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をAPGと協働して継続する。

(以上)